

## ■除草剤：農業用

# ウリホス<sup>®</sup>粒剤15

成分 ジメタメトリン……0.2%  
ピラゾレート……8.0%  
プレチラクロール……1.5%  
ベンフレセート……1.5%  
物理的・化学的性状 類白色細粒

登録番号 : 18678  
毒 性 : —  
消 防 法 : —  
有効年限 : 3年

包装 : 3kg×8

### ◆特 長

- 4種成分の配合によりヒエ、ホタルイからエゾノサヤヌカグサ、ミズアオイまで適用草種幅が広く、長期間雑草を抑えます。
- エゾノサヤヌカグサの越冬株にも、発生前から発生初期の使用で高い効果が期待できます。
- S U抵抗性雑草（ミズアオイ、ホタルイなど）に対しても優れた除草効果を発揮します。

### ◆適用と使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稲	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ヘラオモダカ ヒルムシロ エゾノサヤヌカグサ アオミドロ・藻類に よる表層はく離	移植後5日～ ノビエ2葉期 ただし、 移植後30日まで	壤土～埴土	3kg/10a	1回	湛水散布	北海道

ジメタメトリンを含む 農薬の総使用回数	ピラゾレートを含む 農薬の総使用回数	プレチラクロールを含む 農薬の総使用回数	ベンフレセートを含む 農薬の総使用回数
2回以内	2回以内	2回以内	2回以内

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

### ◆注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から発生始期に有効なので、ノビエの2葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、雑草、特に多年生雑草は生育段階によって効果のふれが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイは発生前から発生始期まで、ウリカワ、ヘラオモダカは発生前から2葉期まで、ヒルムシロは発生期まで、エゾノサヤヌカグサは発生始期から2葉期まで、アオミドロ、

藻類による表層はく離は発生前が本剤の散布適期であるが、できるだけ早く散布することが望ましい。

- (3) 移植前後の初期除草剤による土壌処理との体系で使用する場合には、雑草の発生状況をよく観察し、時期を失ないように適期に散布すること。
- (4) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は特に代かきをていねいに行うこと。
- (5) 散布に当たっては、水の出入りを止めて湛水のまま田面に均一に散布し、少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm程度）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (6) 北海道の泥炭質土壌の水田で使用する場合、ウリカフには効果が劣ることがあるので、ウリカフ多発田では使用しないこと。
- (7) 下記のような条件では初期生育の抑制やクロロシスが生ずるおそれがあるので、使用を避けること。特にこれらの条件と梅雨明けなどによる散布時又は散布後数日間の異常高温が重なると、初期生育の抑制が顕著になるので、そのような条件下では使用しないように注意すること。
  - 1) 砂質土壌の水田及び漏水の大きな水田（減水深2cm/日以上）
  - 2) 軟弱な苗を移植した水田
  - 3) 極端な浅植の水田
  - 4) 植付精度不良で根が露出する水田
- (8) 活着遅延を生ずるような異常低温が予測されるときは、初期生育の抑制などが生ずるおそれがあるので、このような条件下での使用に際しては、県の防除指針に基づき、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (9) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。

## ◆安全使用上の注意

- (1) 誤食などのないように注意すること。
- (2) 散布の際は農業用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

## ◆魚毒性

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 散布後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- (4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。